

令和元年 秋季全国火災予防運動が 実施されます

期間 11月9日(土)から11月15日(金)まで

全国統一防火標語

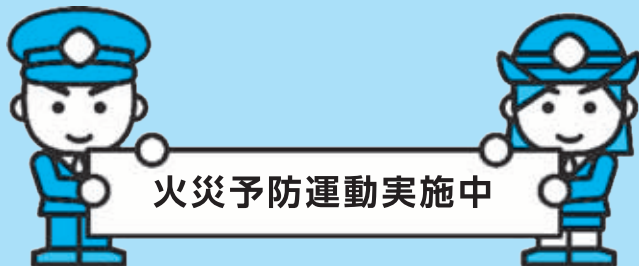
『ひとつずつ』

いいね！で確認

火の用心

市消防本部で実施する主な行事

- ①広報車などによる火災予防広報
 - ②大型店舗・危険物施設などへの立入検査
 - ③消防水利の点検整備
- ご協力よろしく申し上げます。



つけましたか？ 住宅用火災警報器！

全国各地で、住宅火災による逃げ遅れが原因で多くの方が犠牲となっています。

住宅用火災警報器は、平成23年6月1日からすべての住宅に設置が義務化されています。

まだ、設置されていない方は、自分や家族の大切な命を守るために、早めの設置をお願いします。

小松島市内でも住宅用火災警報器を設置したことによる奏功事例があります。

事例

家族団らんで食事をしていたとき、焦げ臭いにおいがし、黒い煙が見えました。煙を見つけたるとほぼ同時に住宅用火災警報器が鳴り始め、火災に気づきました。ただちに住宅内にあった消火器で消火したので、ばや火災で済みました。

点検していますか？ 住宅用火災警報器を

現在普及している火災警報器の多くは電池式で、電池の寿命は10年が目安とされています。

電池切れの場合、電池交換が必要となりますが、設置から10年以上経過している警報器の場合は、本体内部の電子部品が劣化して、火災を感知しなくなることを考えられるため、本体の交換を推奨しています。

万が一のときに警報器が鳴らないことがないように少なくとも年2回の作動確認を実施し、不良の場合は早急に交換してください。

全国瞬時警報システム (Jアラート)の試験放送 の日時をお知らせします

定期試験放送

11月27日(水)
午後4時15分ごろ

全国一斉情報伝達試験

12月4日(水)
午前11時ごろ

詳しくは、市危機管理課（市役所4階）

☎32・2227 / FAX 32・3522

放送内容の確認は、☎35・4000

「住宅用火災警報器は、寝室・階段・台所に設置しましょう」



【お問い合わせ先】

市消防本部 ☎32・0119 / FAX 32・3595

Mail:shoubou@city.komatsushima.i-tokushima.jp